

令和4年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人だんのさと
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和4年10月19日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和3年7月28日、理事会での決議事項（第1号議案「定款変更について」）について、定款変更案が理事会の決議の省略の手続きにより理事会の決議があったものとみなされた。同年7月30日、評議員会での決議事項（第1号議案「定款変更について」）について、当該定款変更案が評議員会の決議の省略手続きにより評議員会の決議があったものとみなされた。しかしながら、理事会での決議事項は第1号議案のみであり、上記評議員会の決議の省略手続きを行うことが決議されていなかった。ついては、適切に決議を行うこと。</p> <p>また、評議員会の決議の省略に係る評議員への提案書の日付が令和3年7月20日であり、評議員の同意の日付が令和3年7月24日、7月25日、7月26日である同意書が散見された。評議員会の決議の省略手続きは、理事会の決議の省略の手続きによる理事会の決議があったものとみなされた日（令和3年7月28日）以降に行うものであるため、適切に行うこと。（社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第181条）</p>	<p>定款変更案の決議の省略の手続きについて、認識不足により適切に手続きが行えていなかった。今後は、社会福祉法に則って、適切に決議を行うこととする。</p>

2	<p>令和3年11月30日付けで唯一の施設の管理者である理事が辞任した。令和3年12月22日の評議員会において同理事の後任の理事（施設の管理者ではない）が選任され、令和4年10月14日に施設の管理者を理事として選任するまでの間、施設の管理者である理事が不在であった。ついては、施設の管理者である理事を含むよう、適切に理事を選任すること。（社会福祉法第44条）</p>	<p>施設管理者辞任後に、後任として施設管理者を理事として選任していない期間があった。その後、令和4年10月14日の理事会で施設の管理者を理事として選任した。</p> <p>今後は不在の期間がないように、速やかに適切に理事を選任することとする。</p>
3	<p>令和3年5月28日に開催した理事会において次期理事及び監事の推薦についての議案が決議されたが、「議案第4号理事・監事の推薦について」に関して、監事の選任にあたり在任する監事の過半数の同意を得た旨が確認できなかった。ついては、確認したことを明確化すること。（社会福祉法第43条第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第72条）</p>	<p>今後は、監事の選任にあたり、在任する監事の過半数の同意を得て、確認したことを明確化することとする。</p>
4	<p>令和3年6月21日の定時評議員会において理事6人、監事2人が選任され、同日に開催された理事会において理事長及び業務執行理事が選定された。当該理事会の招集通知を令和3年5月28日に発出したとのことであるが、当該理事会の招集通知は、定時評議員会で選任された理事の選任日（令和3年6月21日）以降に発出するものであり、適切な招集通知とは認められない。当該理事会の開催にあたっては理事会の招集手続きの省略によることが考えられるが、招集手続きの省略の手続きを実施していない。ついては、適切に理事会を開催すること。</p>	<p>理事会の招集通知が、定時評議員会で選任された理事の選任日以降に発出すること。理事会の招集手続きの省略の手続きを実施すること等、認識不足であった。</p> <p>今後は、法律に則って、適切に理事会を開催することとする。</p>

	<p>(社会福祉法第45条の14第9項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第94条)</p>	
<p>5</p>	<p>貴法人本部の事務所がある建物の敷地に係る賃貸借契約（貸主：貴法人の理事）について、当初契約から5年後の令和3年2月28日に契約期限が到来し、以降自動更新とのことである。貸主は理事であるため本契約は利益相反取引にあたるが、更新にあたり契約内容に異議がないことについて、理事会において決議が行われていなかった。ついては、適切に理事会の決議を行うこと。</p> <p>また、弁護士である理事との間で法人業務に係る顧問契約を締結しているとのことであるが、契約にあたり契約内容に異議がないことについて、理事会において決議が行われていなかった。ついては、適切に理事会の決議を行うこと。（社会福祉法第45条16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項、定款施行細則第20条）</p>	<p>本部建物の敷地に係る賃貸契約書（貸主；当法人の理事）について、更新にあたり契約内容に異議がないことを理事会において決議を行うこと。</p> <p>弁護士である理事との顧問契約書について、契約内容に異議がないことを理事会において決議を行うこと。</p> <p>次回の理事会において、適切に決議を行うこととする。</p>